

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2292

2014年

8月25日

セット共済「スポット募集」実施中。この機会にぜひ、新規・増口のご検討を！

14 県人勸情報 - ①

「ベア勧告」と「総合的見直し見送り」を要請

県地公共闘
「要請書」提出

県人勸闘争 本格化 へ

県地方公務員共闘会議（議長：砂金良昭・岩教組委員長）は、8月22日、県人事委員会に対し、県人事委員会勧告に係る要請書を提出した。（要請項目は裏面）

要請行動では、地公共闘から13項目にわたる要請内容を説明し、県人事委員会佐藤事務局長に対し、現時点での見解を求めた。

要請にあたり、大崎事務局長（県職労・書記長）から、「4月からの消費増税で交通費や住居費が上がり自己負担が増えている。月例給・一時金の改善はもとより、諸手当の引き上げを強く求める。『給与制度の総合的見直し』は俸給表を引き下げた分地域手当を支給する内容だが、岩手は地域手当が該当しない。昨年の県人勸は『公民均衡』の内容であったが、国はこれを否定した勧告だ。岩手においては総合的見直しを実施しないよう求める」とし、寒冷地手当の改悪反対等の13項目の要請内容を説明した。

これに対し佐藤人事委員会事務局長は、「現在、県内の民間実態を調査・分析している。本日の要請内容については、今後の分析・精査の中で考慮していく。また、次回開催する人事委員会において、各委員にも本要請内容を伝える」と答えるに止まった。

地公共闘は、22日の要請書提出で県人勸闘争を本格的にスタートさせた。

県職労も、地公共闘の取り組みに積極的に結集し、ベア実施と総合的見直し反対の取り組みを強化していく。



要請書を手交する砂金地公共闘議長（右）。左は佐藤人事委員会事務局長

- 1 2014年度の給与改定における公民較差の配分のあり方等については、生活水準の維持確保や消費税増税、温暖化対策税増税など各制度変更に伴う負担増加について十分に踏まえるとともに、県職員給与が東日本大震災からの経済復興に与える影響を考慮し、月例給及び一時金の改善を行うこと。
- 2 人事院が勧告した「給与制度の総合的見直し」について、地方切り捨ての内容であり、容認できるものではないこと。勧告の根拠となる公民較差は、今年の貴職が示した「公民較差均衡」との結果と矛盾することから、人事院の勧告に追随することなく、実施しないこと。
- 3 高齢層職員の給与について、高齢層の職責・職務実態に見合った配分とすること。
- 4 すべての在職者が定年まで昇給が可能となるよう、号給を延長すること。特に、最高号給者の解消と教育職員など級構成が簡素な職員への対応を早急に実施すること。
- 5 可処分所得が減少する中で、本県における特殊事情や地域・職場の実情を踏まえつつ、職員の自己負担の解消につながる諸手当の改善勧告を行うこと。特に消費税等の増税を含め、燃料費の高騰や、交通費・住居費が値上りしている実態、さらに被災地での生活実態・勤務実態を踏まえた、手当改善とすること。
- 6 寒冷地手当については、実際の気象状況を鑑みて、改悪を行わないこと。
- 7 地方公務員の標準的給与の確立に向けた取り組みを行うこと。そのため、全国人事委員会連合会の体制・機能の強化や人事委員会相互の連携方策等について、職員組合との意見交換を進めること。
- 8 少子化対策・子育て支援の制度充実をはかるため、学校行事にかかる特別休暇制度の新設など、子育て世代の実態を踏まえ、休暇制度の改善に努めること。
- 9 恒常的な超過勤務を縮減することを目的に、改正労働基準法で努力義務とされた1か月の時間外勤務45時間超60時間までの超過勤務手当の割増率を引き上げる勧告を行うこと。また、「不払い残業」の一掃、変則・交替制勤務職場における労働時間短縮、在庁時間の削減目標の策定など超過勤務縮減の具体策を示すこと。
- 10 雇用と年金の確実な接続の形態として「65歳までの段階的定年延長」を見据えながら、当面の間、希望者全員の再任用制度を早期に確立するとともに、退職時給与の8割水準を確保すること。
- 11 非常勤・臨時採用職員の処遇改善、安定雇用に関して、職員組合との交渉・協議と合意に基づき、人事委員会として積極的な対応を行うこと。
- 12 職員が安心して働き続けられるように、健康管理体制と労働安全衛生体制の拡充を図るとともに、人事委員会の労働基準監督権限を適正に発揮すること。
- 13 実効あるセクシュアルハラスメント対策を実施すること。また、パワーハラスメントの防止策としての「定義付け」や実効のある対応策を早急に措置すること。

